

岡垣町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する。

また、令和3年5月に実施した定期監査の指摘に対する措置状況の確認を行ったので、あわせて公表する。

令和4年 1月 6日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

記

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 行政監査
- (2) 対象事項 給与支払事務、退職金支払事務、災害対策事務
- (3) 対象部局 企画政策室、地域づくり課
- (4) 監査の期間 令和3年11月5日、8日、9日
- (5) 監査の場所 監査室
- (6) 監査の方法 監査の対象となった事務等に関し、事務の執行及びマニュアル等の管理について、担当部局からの資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、別項の監査の着眼点に沿って、質問その他の方法によって監査を行った。
- (7) 主な着眼点 町の事務又は町の執行機関の権限に属する事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査した結果、次の点について指摘する。

(1) 企画政策室

①特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の見直しについて

特別職のうち、議員、町長及び副町長、教育長の報酬に関しては、岡垣町特別職報酬等審議会規則により必要に応じて見直しが行われているが、非常勤の特別職については特段の規定等が見当たらない。

他の特別職同様に適宜適切な見直しに努められたい。

②マニュアルの運用について

個別マニュアルの作成によりリスク管理は概ね行われているが、マニュアルは担当者レベルのものを使用している。事故等が発生したときの責任の所在を明確にするため、マニュアルを公的なものとし課内で共有するなど、更なるリスク管理の徹底に努められたい。

(2) 地域づくり課

①災害発生時の迅速な対応について

岡垣町地域防災計画書をはじめとする諸関連マニュアル等により、リスク管理は概ね行われているが、災害対応に係る資料は膨大で、災害発生時に読み込む時間はなく、実務的ではないと思料される。ダイジェスト版を作成し、町民にも活用を呼びかけるなど工夫されたい。

3 監査指摘への措置状況確認

提出された書類に基づいて確認した結果は、次のとおりである。

(1) 地域づくり課

岡垣国際交流協会への過去の補助金支給について、問題ないと判断するに至った資料を基に検証した結果、信憑性を欠くエビデンス等が散見された。また、検証に必要な書類等も十分とは言えないが、これ以上は徴求困難な状態であるため、査閲の打ち切りが妥当と思料される。今後はこのようなことが生じないように、岡垣町補助金等交付規則の趣旨を十分理解の上、適正な事務処理に努められたい。

(2) 産業振興課

団体の今後の運営方針について協議することとなっていたが、新型

コロナウイルスの影響下での事業中止等に加え、課題も多くその整理に時間を要しているため、未だに団体との協議に至っていない。今後、遺漏のないようスピード感を持って取り組まれない。また、多額の繰越金については、今後も補助金の減額等で適正な額になるよう対応されたい。

(3) 総務課

補助金の適正化については、文書での指導並びに課長会議での周知徹底が行われている。今後も各課が作成した要綱について、補助金等交付規則の理念に沿っているか十分な検証を行い、統括部署としての責任を果たされたい。